

令和7年度 障害福祉人材育成研修 一覧表

R7.4.1現在

資格	番号	研修区分	相談支援従事者（相談支援専門員）						サービス管理責任者 ・児童発達支援管理責任者					強度行動障害支援者				受講対象者	
			初任者研修			現任研修			基礎研修		実践研修		更新研修	基礎研修		実践研修			
			講義 (前期)	演習 (中期・後期①・後期②)		講義 (前期)	演習 (前期・中期・後期)		講義	演習	講義	演習	演習	演習	講義	演習			
			2日間	5日間		1日間	3日間		1日間	2日間	1日間	2日間	2日間	2日間	1日間	2日間			
相談支援従事者 (相談支援専門員)	1	初任者研修 (前期・中・後期) 7日間	●	●	●	●	●	●											・新規受講者 ・現任研修未受講による資格失効者
	2	初任者研修 (中・後期) 5日間			●	●	●	●	●										・過去5年以内に相談支援従事者初任者研修（前期）を受講済みの者（※1）
	3	現任研修 4日間																	・相談支援従事者初任者研修修了者（※2）
サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者	4	基礎研修 (相談前期+基礎) 5日間	●	●						●	●	●							・新規受講者
	5	基礎研修 (基礎のみ) 3日間								●	●	●							・過去5年以内に相談支援従事者初任者研修（前期）を受講済みの者（※1）
	6	実践研修 3日間										●	●	●					・相談支援従事者初任者研修（前期）及び基礎研修修了者 ・更新研修未受講による資格休止者（※3）
	7	更新研修 2日間												●	●				・旧カリキュラム（H18～30年度）修了者（※4） ・実践研修（R3年度～）修了者（※4）
強度行動障害 支援者	8	基礎研修 2日間											●	●				・新規受講者	
	9	実践研修 3日間													●	●	●	・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（同年度の受講も可）	

- ※1 相談支援従事者初任者研修（前期）は、5年度前まで（令和2年度以降）の受講証明書が有効です。（令和元年度以前は無効）
- ※2 相談支援従事者初任者研修の修了年度の翌年度を初年度とする5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修を修了しなかった場合、資格失効となります。
令和2年度の初任者研修修了者は、令和7年度未までに現任研修を修了しないと資格失効となりますので受講漏れのないようご注意ください。
- ※3 旧カリキュラム（平成18～30年度）修了者で、令和5年度未までに更新研修を修了していない場合、資格は休止状態となっています。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者業務を行うためには、実践研修を受講してください。
- ※4 実践研修（旧カリキュラム修了者においては初回の更新研修）の修了年度の翌年度を初年度とする5年度ごとの末日までに更新研修を修了しなかった場合、資格休止となります。
令和2年度の更新研修修了者は、令和7年度未までに更新研修を修了しないと資格休止となりますので受講漏れのないようご注意ください。